

投資口分割基準日設定公告

本投資法人は、平成二十六年十一月三十日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもつて、その所有する投資口一口を五口とする投資口分割により、投資口の割当てを受ける投資主と定めましたので、公告いたします。

平成二十六年十一月十四日

大阪市北区茶屋町十九番十九号

阪急リート投資法人 執行役員 白木 義章